

北九州市分別収集計画

平成28年6月

北 九 州 市

目 次

1 計画策定の意義	3
2 基本的方向	3
3 計画期間	4
4 対象品目	4
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	5
6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	5
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	8
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	9
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	10
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	10
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	11
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	11

1 計画策定の意義

本市では、かつて市民から出されたごみを迅速・安全かつ経済的に処理する「処理重視型」として、排出量に合わせて焼却工場を計画的に整備し、最終処分場を確保するなど、効率的で安定的なごみ処理体制を構築してきた。しかしながら、ごみ量の増大やリサイクル意識の高まりなどを受け、ごみ処理の基本理念を、資源回収を視野に入れた「リサイクル型」に転換し、分別対象を順次拡大しながら、ごみの減量化・資源化の施策を展開してきた。さらに、発生抑制、再使用、再生利用のいわゆる3Rとグリーン購入に至るまでの総合的な取組みを基本とする「循環型」に発展させた「北九州市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会の構築に向けた様々な取り組みを進めてきた。基本計画に基づき、事業系ごみ対策（平成16年10月）や家庭ごみ収集制度の見直し（平成18年7月）などの取組みを実施してきた。

一方、本市は、低炭素社会への転換を進め国際社会を先導していく、国の「環境モデル都市」に選定されたことを受け、「北九州市環境モデル都市行動計画（北九州グリーンフロンティアプラン）」を策定し、地域と協働して低炭素社会を実現するための取組みを進めており、これらの取組みとの連携が必要である。また、本市のまちづくりの指針である「北九州市基本構想・基本計画（元気発進！北九州」プラン）では、「人と文化を育み、世界につながる、環境と技術のまち」をまちづくりの目標として、「環境を未来に引き継ぐ～市民・企業・行政が共につくる「世界の環境首都」」を取組みの柱に掲げ、各種の施策を進めている。

このような中、持続可能な社会の実現に向け、従来の「循環型」の取組みに「低炭素」、「自然共生」の取組みを加え、先駆的な廃棄物行政のあり方を示す「北九州市循環型社会形成推進基本計画」平成23年に策定した（計画期間：平成23年度から32年度の10年間）。

本計画は、「北九州市循環型社会形成推進基本計画」及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、環境保全、資源保護の推進等を目的として、容器包装廃棄物の分別収集及び排出抑制に関する、市民、事業者、行政の役割を明確化し、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

これらの取組みの結果、市民や事業者の協力のもと、市民一人1日当たりの家庭ごみ量は、平成15年度比で30%削減し、リサイクル率は25%を上回っている。

今後も、循環型社会の実現に向け、本計画を円滑に推進し、ごみの減量化・資源化を一層進めていく。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- 資源化物を含むごみ排出抑制の促進を第一義とし、次いで再生利用を推進する。

- 市民・事業者・N P O・行政など地域社会を構成する各主体がそれぞれの役割を認識し、連携・協働して環境負荷の軽減を図る。
- 本市の特性を活かした効率的、経済的な循環システムの構築を進める。

3 計画期間

本計画の計画期間は平成 29 年 4 月を始期とする 5 か年間とする。

なお、社会経済情勢の変化や一般廃棄物処理基本計画（北九州市循環型社会形成推進基本計画）の策定状況等を踏まえ、必要に応じて計画を見直す。

4 対象品目

本計画は、下記左欄の容器包装廃棄物を対象とする。なお、本計画では対象となる容器包装廃棄物の各名称について、下記右欄のように名称を統一して使用することとする。

対象となる容器包装廃棄物	名称
主としてスチール製の容器であって飲料及び食料品用の缶	スチール缶
主としてアルミニウム製の容器であって飲料及び食料品用の缶	アルミ缶
主としてガラス製の容器であって（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く）飲料及び食料品用のびんのうち	無色のもの 茶色のもの その他のもの
主としてポリエチレンテレフタレート（P E T）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（白色トレイ） 白色以外の発泡スチロール製食品トレイ（色トレイ） ペットボトル、白色トレイ、色トレイ以外のプラスチック製容器包装
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器包装	段ボール

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	千t 3 6	千t 3 6	千t 3 6	千t 3 5	千t 3 5

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

今日の様々な環境問題を解決するためには、市民、NPO、事業者、行政など、地域社会を構成する各主体が、互いに知恵を持ち寄り、共に考え、主体的に行動する「市民環境力」を発揮していくことが求められている。

市民一人ひとりが、より良い環境、より良い地域をつくっていこうとする意識を持ち、ライフスタイルを見直すなど、適切な行動を起こしていくこと、そして、事業者は社会的責任として環境に配慮した事業活動に取り組むことなどが必要である。行政は、市民や事業者のそのような活動を促進していくことが必要である。

容器包装廃棄物の排出抑制のために、「市民」「事業者」「NPO」「行政」など地域社会を構成する各主体がそれぞれの役割を認識し、連携・協働して以下の方策を実施する。

（1）各主体の連携とそれに期待される役割

・ 市民の役割

各自がごみの排出者である一方で、持続可能な都市づくりの担い手でもあることを自覚して行動し、ライフスタイルの見直しなどをより一層推進していく。

地域の環境に関心を持ち、環境教育や環境学習、環境保全のための活動への参加・協力などにより、地域における持続可能な都市づくりを促進する。

・ 事業者の役割

事業に伴って生じる廃棄物の「排出者」であるとともに、ものづくりなどの経済活動を行う「生産者」であるという両面において、廃棄物の適正処理に主導的役割を果たすなど、自らの持続的発展に不可欠な社会的責任を果たす。

排出者責任や拡大生産者責任を踏まえて、廃棄物の適正な循環的利用や処分、消費者との情報ネットワークの構築、情報公開などを、より一層推進する。

・ NPO等の役割

身近にある不用物を有用な資源に変える「集団回収」等の取組みを積極的に行う。

自らも持続可能な都市の実現に向けて取り組むとともに、各主体の連携・協働のつなぎ手となる。

環境学習や啓発活動、ソーシャルビジネスなど広がりのある活動を推進する。

- ・ 行政の役割

廃棄物の適正な処理に加え、市民のライフスタイルの見直しへの支援や情報提供など、地域の取組みのコーディネーターとして、各主体の行動を促す。

市民や事業者などと協力して地域の特性に応じた取組みを進める。

自らも事業者として、持続可能な都市の実現に向け、率先して行動する。

(2) 取組みの方向性

ア. リデュースの促進

リデュースの取り組みとしては、不要なものは買わない、物は大切に永く使うなど、従来のライフスタイルからの転換を伴うものであることから、「エコライフステージ」などのイベントを通じて、実践的な啓発を行う。

また、事業者や消費者団体と連携し、簡易包装の推進を徹底する。

レジ袋の削減策については、これまでの取組みで定着したマイバッグの利用を継続してもらうために、市民団体や事業者と連携した取組みを検討していく。

イ. 事業系ごみの実態把握

事業系ごみの排出状況調査の強化等を通じ、ごみ出しルールの徹底を図る。

また、定期的に自己搬入ごみの組成を調査し、必要に応じて、排出事業者へのアンケートや聞き取りなども行いながら実態調査を行う。その結果を踏まえ、さらなる減量化・資源化に向けた方策を検討し、実施する。

ウ. 効果的な市民啓発と情報提供の充実

家庭ごみの減量化・資源化のさらなる推進に向け、市民がリサイクルの効果等を実感し、自発的に取組みを進められるよう、リサイクルの流れや製品への利用例などをわかりやすく紹介していく。

家庭ごみの分け方・出し方を解説した「分別大事典」及びその内容をスマートフォンで手軽に見るためのアプリケーションの活用、環境情報誌「ていたんプレス」などにより、市のごみ処理の実態等について、広く市民に情報を提供していく。

環境局の職員が市民センター等へ出向き、3Rや環境保全など環境に関することをテーマに講演する「出前講演」を積極的に行っていく。

そのほか、環境に関する報告書「北九州市の環境」やごみ処理などの環境施策、環境測定データなどの環境情報について、体系的な整備とネットワーク化を進め、わかりやすく信頼性のある環境情報がタイムリーに提供できるよう努める。

また、資源の有効利用等、環境問題に関心が低い人に対しても、一定の興味を引き、関心を高めていくための方策を検討、実施し、市民環境力のさらなる強化を図る。

エ. 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

持続可能な社会の構築を図るため、国連など世界規模で進められている「持続可能な開発のための教育（ESD）」を、主に市民からなる北九州ESD協議会を中心に、産学官民が連携しながら推進する。協議会では、北九州地域のESD推進計画として、新たな「北九州ESDアクションプラン」を策定しており、その具体的な取組みの一つとして、協議会と北九州まなびとステーション等との協働で取り組むことなどにより、就学前から大学、社会教育までの切れ目ない、ESDの推進の仕組みをつくり、循環型社会を含めた、持続可能な社会の実現を目指す。

オ. 環境学習の推進

あらゆる世代が環境について学べ、市民一人ひとりの環境行動を促進するため、環境教育の総合拠点である「環境ミュージアム」の活用や、「エコライフステージ」の実施による啓発の取組みを進める。

さらに、環境ミュージアム、エコタウンセンターを拠点として、本市の恵まれた自然と市内のごみ処理施設やリサイクル施設等を結びつけ、体験を通した環境学習を推進する。

その他の取組みとして、環境首都検定の実施や、環境教育副読本と環境教育ワークブック「みどりのノート」の配布、環境教育や学習を推進する役割を担う環境学習サポーターの育成などを行い、幼少期をはじめとしたあらゆる世代における環境教育を進め、市民環境力の向上を目指す。

さらに、古紙回収、公園や河川の清掃、「こどもエコクラブ」など、参加者が環境に主体的に関わる体験的な活動を支援する。

カ. 3R活動推進表彰

3R活動に積極的に取り組んでいる市内で活動する個人、市民団体、学校、事業者などを表彰し、ごみの減量やリサイクルの取組みを全市的な市民運動として推進していく。また、表彰者の取り組みを、広報誌等で幅広く紹介することで、表彰者を応援し活動の拡がりを促すとともに、市民や事業者の環境意識の向上を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。また、収集に係る分別の区分は下記右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物	収集に係る分別の区分
スチール缶	
アルミ缶	
無色のびん	かん・びん
茶色のびん	
その他のびん	
ペットボトル	ペットボトル
白色トレイ	紙パック・トレイ
色トレイ	紙パック・トレイ
ペットボトル、白色トレイ、色トレイ以外のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装
紙パック	紙パック・トレイ
段ボール	古紙

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
スチール缶	960t		966t		972t		978t		976t	
アルミ缶	1,033t		1,040t		1,046t		1,053t		1,051t	
無色のびん	(合計) 938t		(合計) 945t		(合計) 951t		(合計) 957t		(合計) 955t	
	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 938 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 945 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 951 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 957 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 955 t
茶色のびん	(合計) 1,108t		(合計) 1,116t		(合計) 1,123t		(合計) 1,130t		(合計) 1,127t	
	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 1,108 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 1,116 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 1,123 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 1,130 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 1,127 t
その他のびん	(合計) 534t		(合計) 537t		(合計) 541t		(合計) 544t		(合計) 543t	
	(引渡量) 534 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 537 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 541 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 544 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 543 t	(独自処理量) 0 t
ペットボトル	(合計) 1,737t		(合計) 1,749t		(合計) 1,760t		(合計) 1,771t		(合計) 1,767t	
	(引渡量) 1,737 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 1,749 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 1,760 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 1,771 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 1,767 t	(独自処理量) 0 t
ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	(合計) 6,711t		(合計) 6,871t		(合計) 7,032t		(合計) 7,192t		(合計) 7,177t	
	(引渡量) 6,644 t	(独自処理量) 67 t	(引渡量) 6,802 t	(独自処理量) 69 t	(引渡量) 6,962 t	(独自処理量) 70 t	(引渡量) 7,120 t	(独自処理量) 72 t	(引渡量) 7,105 t	(独自処理量) 72 t
うち白色トレイ	(合計) 60t		(合計) 63t		(合計) 66t		(合計) 68t		(合計) 68t	
	(引渡量) 60 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 63 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 66 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 68 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 68 t	(独自処理量) 0 t
うち色トレイ	(合計) 59t		(合計) 62t		(合計) 64t		(合計) 67t		(合計) 67t	
	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 59 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 62 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 64 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 67 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 67 t
紙パック	175t		183t		191t		198t		198t	
段ボール	5,138t		5,278t		5,418t		5,558t		5,546t	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

=容器包装廃棄物の排出量の見込み×分別収集対象人口率×分別排出率

※分別収集対象人口率：100%

【分別排出率】「北九州市循環型社会形成推進基本計画」で掲げるリサイクル率の目標値

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管等
スチール缶			
アルミ缶			
無色のびん	かん・びん		
茶色のびん			
その他のびん			
ペットボトル	ペットボトル		
白色トレイ	紙パック・トレイ	市による定期回収	市
色トレイ	紙パック・トレイ		
ペットボトル、白色トレイ、色トレイ以外のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		
紙パック	紙パック・トレイ		
段ボール	古紙	住民団体による集団回収	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール缶	かん・びん	袋	パッカー車	・日明かんびん資源化センター
アルミ缶				・本城かんびん資源化センター
無色のびん				・新門司工場 (選別・圧縮)
茶色のびん				・北九州市プラスチック資源化センター
その他のびん				
ペットボトル	ペットボトル			
ペットボトル、白色トレイ、色トレイ以外のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装			
紙パック	紙パック・トレイ	回収ボックス	平ボディ車	—
白色トレイ				
色トレイ				
段ボール	古紙	縛る		

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

○ プラスチック製容器包装のリサイクルの推進

リサイクル可能なプラスチック製容器包装が家庭ごみとして出されており、分別協力率が50%を下回っていることから、プラスチック製容器包装に対する分別意識の向上とリサイクルの一層の推進を図るため、分別からリサイクル、製品の製造までを見学するバスツアーの実施など、分かりやすく効果的な周知等を行う。

また、「分別の取組みやすさ、わかりやすさ」を促進するため、従来の紙媒体に加え、動画で紹介するなど、広報を充実する。

○ かん、ペットボトルのリサイクル

かん、ペットボトルについては、近年、小売店の店頭等で回収している事例があるが、市況の変化に伴い中止される可能性もあることから、そのような事態に対応できるようリサイクル体制を維持することが必要である。

○ 古紙リサイクルの推進

市民が主体的に新聞や雑誌など家庭系古紙の回収に取り組んでいる「集団資源回収」の支援や保管庫の貸与等により、古紙のリサイクルを推進する。

また、市内全域に古紙回収体制が広がるよう、全てのまちづくり協議会の集団資源回収への参加を目指す。

○ 紙パック、トレイのリサイクル促進

紙パック及びトレイの回収促進のため、市民周知や啓発に努めるとともに、スーパー・マーケット等の新設の際に回収ボックスの設置を働きかける。

また、小・中学校の生徒たちが分別した給食用牛乳パックを、市内の事業者がトイレットペーパーにリサイクルして学校に返す仕組みを構築した。この仕組みをさらに広げ、分別の成果が子どもたちに分かりやすく伝わることにより、家庭での分別促進にもつながるような取組みを今後も進める。

○ 再生品の積極利用の促進

廃棄物のリサイクル等により製造された再生品について、市民の関心を高め、利用を促進するため、環境ミュージアムやエコタウンセンターといった公共施設など市民の目に触れる機会が多い場所で、再生品の展示等を行う。

また、小売店等に対して、再生品の取り扱いを働きかけるなど、市民が再生品を購入しやすい環境の整備に努める。市民が古紙の分別に取り組んだ成果が市民の手元に戻る形で分かりやすく伝わる、再生トイレットペーパー「えこっパー」の普及を図る。

○ 事業系古紙の回収促進

市場・商店街の古紙については、保管庫の貸与などにより、それぞれの単位で古紙を回収する拠点づくりを進める。

また、オフィス等の事業所については、事業者版の集団資源回収組織である「オフィス町内会」の設置を促進する。

また、小・中学校の生徒たちが分別した給食用牛乳パックを、市内の事業者がトイレットペーパーにリサイクルして学校に返す仕組みを構築しており、この仕組みをさらに広げ、分別の成果が子どもたちに分かりやすく伝わることにより、家庭での分別促進にもつながるような取組みを今後も進める。

○ グリーンコンシューマー推進懇話会

市民、事業者、行政が一体となって取り組む「北九州市グリーンコンシューマー推進懇話会」を中心として、ノーレジ袋運動や過剰包装の自粛、グリーン購入推進運動などを進める。

○ 環境物品販売拠点の拡大・充実

市場・商店街等の協力を得て、環境物品の販売拠点の拡大・充実を図る。

○ 一般廃棄物の広域的な受入れ

本市では、連携中枢都市圏である「北九州都市圏域」における中核都市として、地域全体の環境保全・循環型社会の構築に向け、地域内の都市からの要請に基づき、期間を定めて、一般廃棄物の広域的な受入れを実施することとしている。

受入れにあたっては、本市との間で7年間の基本協定を締結するとともに、毎年度、一般廃棄物処理業務の委託契約を締結している。

容器包装廃棄物については、平成26年度から、直方市のプラスチック製容器包装及びペットボトルの受入れ、選別処理を行っている。